

熊本市排水設備指定工事店に係る指定の効力の停止について

1 指定の効力の停止を受けた排水設備指定工事店

指定番号 714

所在地 宇土市三拾町275-31

業者名 中川技術サービス

2 指定の効力の停止期間

令和7年（2025年）8月15日から令和7年（2025年）11月14日まで

ただし、令和7年（2025年）8月14日以前に熊本市下水道条例（昭和46年条例第14号）第5条の規定による熊本市上下水道事業管理者の確認を受けた排水設備工事の施工に係るものを除く。

3 事実の概要

（違反1：無届工事）

指定工事店の遵守事項として、熊本市下水道条例施行規程第10条第2項の規定により、事前に上下水道局へ申請書を提出し、その内容の確認を受けなければならない。中川技術サービスは、このことを認識しながら、37件の現場において未提出のまま着手した。

（違反2：工事完了届の遅延）

工事を完了した際は、熊本市下水道条例第6条第1項の規定により、5日以内に完了届を上下水道局へ提出しなければならない。中川技術サービスは、このことを認識しながら、正当な理由なく2件の現場において遅延した。

4 指定の取消しの理由

上記事実により、「熊本市下水道条例施行規程第14条第2項」及び「熊本市排水設備指定工事店の処分に関する要綱第2条別表」に記載する指定の停止に該当するため。

5 指定の取消し条例等

熊本市下水道条例施行規程（抜粋）

（指定の取消し又は停止）

第14条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その被指定者に係る指定工事店の指定を取り消すものとする。

(1) 被指定者から前条第1項の規定による届出があったとき。

(2) 前号に該当する場合を除き、被指定者が第7条第1項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

2 管理者は、被指定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被指定者に係る指定工事店の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において当該指定の効力を停止させることができる。

(1) 条例又はこの規程に違反したとき。

(2) 排水設備工事の施工に関し不誠実な行為があるなど、指定工事店としてふさわしくないと管理者が認めたとき。

熊本市排水設備指定工事店の処分に関する要綱（抜粋）

（指定の停止）

第2条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、指定工事店の行為が別表の処分要件の欄の各項のいずれかに該当すると認めたときは、それぞれ同表の指定の停止期間の欄に定める期間の範囲内において指定の停止を行うものとする。ただし、別表備考第1号、第2号若しくは第4号に該当するとき又は指定の停止を行うに至らない特段の事由があると認めたときは、当該指定工事店に対し文書指導又は文書警告を行うものとする。

別表（第2条、第3条、第8条及び第9条関係）

熊本市排水設備指定工事店の処分基準

処 分 要 件	指定の停止期間
（無届工事） 1 排水設備工事の計画に係る管理者の確認を受けずに工事に着手したとき。（条例第5条及び規程第10条第2項第5号関係）	6ヶ月以内
（工事完了届の遅延） 2 排水設備工事完了後、正当な理由なく5日以内に工事完了届が提出されないとき。（条例第6条第1項関係）	3ヶ月以内

【問い合わせ先】

熊本市上下水道局 総務部 給排水設備課 排水設備班

電話 096-383-1153